

熊谷市告示（乙）第155号

令和6年能登半島地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を次のとおり定める。

令和6年7月1日

熊谷市長 小林 哲也

令和6年1月25日付け熊谷市告示（乙）第14号（地方税法及び熊谷市税条例の規定による申告等の期限の延長について）において別途熊谷市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる指定地域に市税の納付地を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から同年7月30日までの間に到来するものについて、同月31日とする。

指定地域	
富山県	富山県の全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町